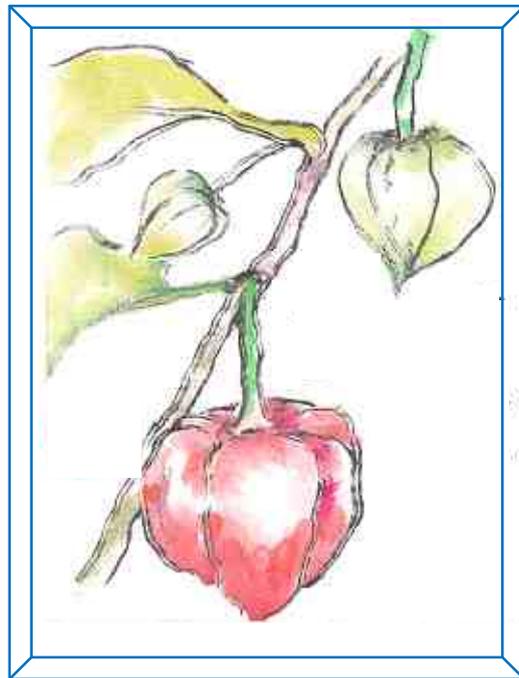


人権教育推進プラン

人権教育指導の手引 改訂版



長野県教育委員会

はじめに

● 国際的な動向

人権教育についての国際的な取組が進んでいます。国連は、「人権教育のための国連10年」（1995～2004年）を実施し、日本においても国内行動計画が作成され、その取組が行われてきました。さらに、国連総会で全世界規模での人権教育の推進を徹底させるための「人権教育のための世界計画」（2004年～）が定められ、第1フェーズは、初等中等教育に焦点をあてることとしました。現在、第2フェーズが開始（2010年～）され、各国は初等中等教育における人権教育の実施を継続させつつ、高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員や公務員等の人権研修プログラムに焦点をあてることとなっています。人権という普遍的な文化を構築するための人権教育の推進は、国際社会が協力して取り組むべき基本的課題となっています。

● 国内の動向

国内においては、平成12年（2000年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布され、国や地方公共団体の責務が明示されました。この法律に基づき、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため、平成14年（2002年）に「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定されました。「基本計画」には、「国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない。」とあります。

● 人権教育の指導方法等の在り方について

文部科学省は、学校教育における人権教育推進のために、平成15年（2003年）に「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく調査研究組織として「人権教育の指導方法等に関する調査研究会」を設置し、第一次から第三次にわたる〔とりまとめ〕を公表しました。第三次までの〔とりまとめ〕は、文部科学省が人権教育の指導方法等の在り方を具体的に示したものであり、これからの人権教育推進の拠り所となるものです。

● 「人権教育指導の手引」の改訂について

長野県においては、同和教育を学校教育・社会教育の中に位置付けて推進してきましたが、平成9年（1997年）に、国際的な動向を受けて「人権教育のための国連10年長野県行動計画」を策定し、それまでの同和教育の取組をふまえた人権教育の推進を目指しました。

平成15年（2003年）には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の規定に基づき、「長野県人権教育・啓発推進指針」を策定するとともに、長野県教育委員会は、具体的な指導資料として、平成16年（2004年）に「人権教育指導の手引」を作成し、学校・地域での活用を図りました。

平成22年（2010年）2月には、「長野県人権政策審議会答申」（平成21年）を受け、県が進める人権政策の基本的な考え方や方向性を示す「長野県人権政策推進基本方針」を策定しました。

長野県教育委員会では、「人権教育・啓発に関する基本計画」、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」及び「長野県人権政策推進基本方針」の基本的方向をふまえ、「人権教育指導の手引」を改訂し、「人権教育推進プラン」としました。

「人権教育推進プラン」を、人権教育を推進する多くの方々に積極的にご活用いただき、長野県の人権教育がより一層充実することを願っています。

平成23年（2011年）3月

長野県教育委員会

目 次

I	人権教育推進プラン策定にあたって	
1	同和教育の理念・成果をいかして	1
2	人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕の活用を	2
3	長野県人権政策推進基本方針をふまえて	3
II	人権教育の基本方針	4
III	人権教育推進の考え方	6
IV	様々な場での人権教育の推進	
1	幼稚園・保育所における取組	8
2	学校における取組	9
3	家庭における取組	11
4	地域社会における取組	12
5	企業・職場における取組	14
V	人権教育指導の手引<学校教育編>	
1	教育活動全体を通じた人権教育の推進	16
2	人権教育を通じて育てたい力	18
3	人権教育を推進する基盤づくり<隠れたカリキュラムの視点>	19
4	人権教育の具体的な進め方	21
5	全体計画の作成	22
6	年間指導計画の充実	25
7	人権教育の指導方法の工夫	28
8	効果的な学習教材の選定・開発	30
9	人権教育に視点をおいた学習指導案の作成	32
10	人権教育と生徒指導との連携	34
11	人権教育の充実と学力向上<効果のある学校を目指して>	36
12	効果的な教職員研修の工夫	38
13	学校人権教育関係資料	40
VI	人権教育指導の手引<社会教育編>	
1	参加者が主体的に学ぶ学習会づくりに向けて	42
2	「気づき」を「行動へ」移すために	43
3	様々な学習方法とその留意点	44
4	人権教育学習会・研修会を開くにあたって	46
5	人権学習におけるワークショップの進め方	48
6	ワークショップで進める学習の特徴と約束	49
7	社会人権教育関係資料	50
VII	資料	
○	個別の人権課題<〔第三次とりまとめ〕より>	54
○	人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕<概要>	67
○	長野県人権政策推進基本方針<概要>	69

1 同和教育の理念・成果をいかして

同和教育は、これまで、学校教育及び社会教育の分野において、部落差別を許さず、主体的に差別をなくしていこうとする人間の育成と、人権尊重の精神が貫かれる社会の実現をめざして取り組まれてきました。

そして、次のような理念や成果を継承・発展させてきました。

- 差別の現実に向き合うことで、教職員をはじめ多くの人々が自らの差別意識を見返し、同和教育を自ら解決すべき課題として学ぶことで、人として、あるいは教職員として自己変革につなげてきました。
- 解放子ども会に通う子どもたちや保護者の思いを理解しながら学校や地域における同和教育を推進するなど、被差別の立場にある当事者に寄り添って、願いを聞き取り、教育課題として受け止める取組がなされました。
- 子どもたちの姿を、家庭や地域等の背景も含めて理解しようとし、課題のある子どもを中核に据え、一人一人が認められ、それぞれがつながる集団づくりの取組をしてきました。
- 差別・貧困等を背景とする子どもの長期欠席や不就学を克服する取組を行い、すべての子どもたちの教育を受ける権利等を保障しようとしてきました。
- 一人一人の違いを豊かさとしてとらえることや、子どもたちの自尊感情を育み、将来を展望していこうとする意欲を育成することなど、現在の学校教育が大切にしている視点を示してきました。
- 地域ごとの学習機会の充実や推進体制の整備が図られ、人権意識に支えられた温かな家庭、心の通い合う地域づくりに努めてきました。
- 同和教育の解決に向けた学習や取組の深まりを、人権の大切さや様々な人権問題についての学習や取組へと広げていくことで、すべての人の基本的人権を尊重していくことが大切であるという機運をつくってきました。

このような同和教育の理念や成果をいかしながら、今後の人権教育を充実させていくことが求められています。



2 人権教育の指導方法等の在り方について

〔第三次とりまとめ〕の活用を

文部科学省が設置した「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」は、平成20年（2008年）に「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」を公表しました。

〔第三次とりまとめ〕では、人権教育をすべての学校における教育の根幹として位置づけ、全国の都道府県・市町村教育委員会及び各学校に対し、人権教育の積極的な推進を求めています。

さらに、文部科学省は、第三次までの〔とりまとめ〕が、教育委員会・学校の人権教育の充実に向けた取組においてどのように活用されているかを検証することを目的に、人権教育推進状況調査を平成20年（2008年）に行っています。

調査結果を受けて、「人権教育の指導方法等に関する調査研究委員会」は、次のような提言をしています。

（提言の一部を要約）

- 人権教育に関する推進方針・計画等の人権教育に関する基本的な方針等については、全ての市町村において策定されることが当然に期待されるものであること。
- 都道府県教育委員会の教育事務所単位での担当者研修や、市町村教育委員会における複数年次にわたる計画に基づいた担当者研修、各地域の校長会等が主催する管理職対象の研修といった取組の有機的な連携を図り、教職員の人権教育に関する研修を一層推進すること。
- 人権教育の推進方法について、自らが主体的な学習者の立場となる視点を研修等で経験しながら身につけることが重要であり、実習・演習型の研修や参加体験型の研修を一層広く活用すること。
- 〔とりまとめ〕をふまえた人権教育推進の取組状況について、学校種による差異が見られる。児童生徒の多様性をふまえた人権教育の取組は、あらゆる校種の学校において共通に求められるものであること。
- 保護者参画型の授業づくりや、地域の資源を活用した授業・教材づくり等の工夫を図り、学校・家庭・地域社会の連携・協力を一層推進すること。
- 〔第三次とりまとめ〕は、国連の総会決議等の内容にも見ることのできる、国際的にも最新の人権教育の理論的・実践成果もふまえながら、教育基本法に規定される教育の目的である「人格の完成」をめざす教育の基盤といえる、人権教育の在り方等を明示しているものである。再度、人権教育の意義、〔第三次とりまとめ〕の趣旨を十分に認識する必要があること。

〔第三次とりまとめ〕は、学校教育における人権教育の指導方法等について具体的な方策を示したのですが、社会教育においても積極的に活用が図られることが期待されます。



3 長野県人権政策推進基本方針をふまえて



長野県は、社会変化に適切に対応した人権政策をより総合的に推進し、様々な人権課題の解決に向けて取り組んでいくために「長野県人権政策推進基本方針」（平成22年（2010年）2月）を策定しました。

● 基本方針の位置づけ

- 長野県における人権政策の基本的な考え方や方向性を示すものです。
- 「長野県人権教育・啓発推進指針」（平成15年（2003年））に代わるものです。

● 人権教育・啓発の方針

- 同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価をふまえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発として、発展的に再構築を図っていきます。

◆ 学校における人権教育

- 様々な教育活動を通して児童生徒一人一人の人権尊重の精神を涵養し、あらゆる人権問題を自らの課題として捉え、解決する意欲と実践力を身につけた人間を育てることを目標に取り組みます。
- 幼児期や低学年から発達段階に応じて、人権尊重についての理解を深める指導を行います。
- 教職員が豊かな人権感覚を持ち、人権尊重の理念に基づいた人権教育を実践する力量を高めるよう、研修の充実に努めます。

◆ 社会における人権教育・啓発

- 多様な人権課題についての正しい理解と認識をもとに、具体的な行動や実践につながるよう、学習内容や学習方法の創意工夫に努めます。
- 市町村や地域等での教育・啓発がより効果的に行われるよう、情報提供を行います。
- 人権教育リーダーの育成と資質の向上を図る研修会を実施します。

家庭・地域

- ◇保護者が人権問題を正しく理解し、子どもの人権感覚の育成に果たす保護者の役割の重要性を認識するよう、家庭教育の充実に関する支援を進めます。
- ◇公民館活動による学習機会の提供など市町村の人権教育・啓発事業やボランティア、NPO等が行う活動を支援します。

企業・職場

- ◇各種業界団体や経営者等に対し、企業内における人権教育の充実や人権教育の指導者育成を要請するとともに、企業の自主的な取組の支援を行います。
- ◇企業経営者等に対して、就職希望者の基本的人権を尊重した公正な採用選考が実施され、就職の機会均等が図られるよう、関係機関と連携して周知・啓発を行います。

● 「長野県人権政策推進基本方針」の「分野別施策の方向性」に示された人権課題

- 1 同和問題 2 外国人 3 女性 4 子ども 5 高齢者 6 障害者 7 HIV感染者・ハンセン病元患者等
- 8 犯罪被害者 9 中国帰国者 10 様々な人権課題 11 インターネットによる人権侵害

今後の長野県の人権教育や啓発活動は、長野県人権政策推進基本方針をふまえて進めていきます。

Ⅱ

人権教育の基本方針

人権について、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」は、「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」と示しています。

人権が尊重される社会を築いていく主体となる人間を育てるために、これまでも人権教育推進の基本としてきた次の3つの方針で人権教育を進めます。

- 1 人権尊重の意義及び様々な人権問題についての**理解と認識**を深めます。
- 2 自らの権利の行使に伴う責任を自覚して、互いに人権を尊重し合う「**共に生きる心**」を醸成します。
- 3 人権問題を自らの課題として解決し、人権を尊重する社会を築いていく**意欲と実践力**を高めます。

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」では、学校における人権教育の目標を、「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」としており、上記の方針と目指すものは同じといえます。

※〔第三次とりまとめ〕に示された人権教育の目標と「基本方針」の関係

- 1 人権の意義・内容や重要性について理解 → **理解と認識**
- 2 自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること → **共に生きる心**
- 3 具体的な態度や行動に現れる、人権尊重の社会づくりに向けた行動につながる → **意欲と実践力**

理解と認識



自他の人権を尊重し、人権問題を解決する上で具体的に役立つ知識を身につけることが大切です。例えば、責任、権利などの人が生きていく上で必要な諸概念、人権の発展に関する歴史、個別の人権課題の現状、憲法や関係する法律等についての基本的な知識が必要です。

また、文化・価値観・個性をもった一人一人の違いを認め合う姿勢が社会の豊かさにつながることを認識することが必要です。さらに、人間の生命はかけがえのないものであるという自明のことをあらゆる機会に確かめ合うことが重要です。

共に生きる心



いじめや虐待などの人権侵害をすることは、決して許されることではありません。自分のもつ人としての尊厳と価値が尊重されることを要求することは当然のことです。そして、このことは同時に、他の人の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任を負うことを意味します。権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重すること、すなわち、人権の共存が達成されることが重要です。

人権共存の考え方である「共に生きる心」とは、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」とも言えます。これは、互いに人権感覚を高め合う中で育つものです。

人権感覚を高めるためには、例えば、人間の尊厳や命の大切さを自覚し、尊重することや、人の心の痛みや思いに共感すること、様々な人々の生き方と出会い、自分の生き方を考えたりすることなどが大切です。また、コミュニケーション技能や対等で豊かな関係を築く技能なども大切になります。

意欲と実践力



「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、国民の責務として「人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。」とされています。

人権感覚が知的理解・認識とも結びついて、問題状況を変えようとする人権意識又は意欲や態度になり、自分の人権を守り他の人の人権を守るための実践的行動につながると考えられます。



Ⅲ

人権教育推進の考え方

1 人権教育の推進について

人権教育は、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条）であり、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう（中略）行われなければならない。」（同3条）とされています。

「長野県人権政策推進基本方針」には、「本県の人権政策は、『人間の尊厳』を原点に、一人ひとりの個性や多様性を尊重し、異なる考えや生き方を認め合い、すべての人が互いに支え合いながら、共に生きる社会の実現、すなわち『人権が尊重される長野県づくり』を基本理念とします。」とあります。

『人権が尊重される長野県づくり』のために、一人一人が、人権とは何かを理解し、日常の中で人権を尊重した態度や行動力が身につくよう、学校、家庭・地域、企業・職場など様々な場を通じての取組が必要です。

2 人権教育を通じて身につけたい力

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」には、人権教育を通じて育てたい資質・能力について、次の3つの側面から捉えることができるとあります。この考え方は、学校教育だけでなく、社会教育においても適応できるものです。

○ 知識的側面

自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務などの諸概念についての知識等が含まれ、自他の人権を尊重したり人権問題を解決したりする上で具体的に役立つ知識等です。

○ 価値的・態度的側面

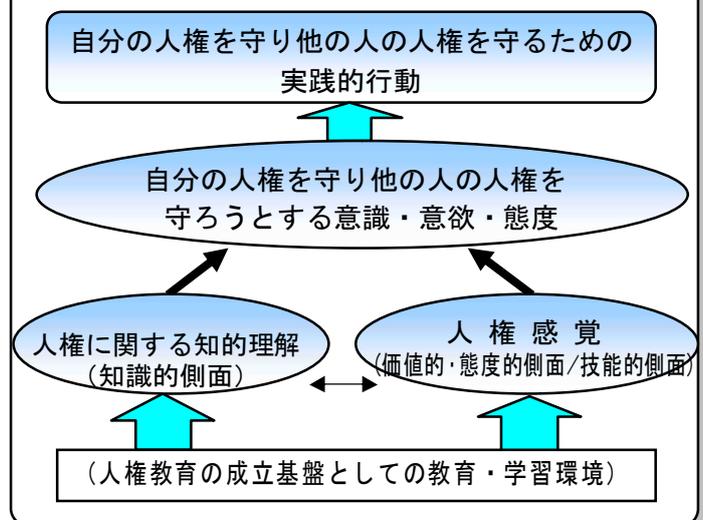
人間の尊厳の尊重、自他の人権の尊重、多様性に対する肯定的評価、責任感、正義や自由の実現のために活動しようとする意欲などが含まれます。これらによって人権感覚が目覚めさせられ、高められることにつながります。

○ 技能的側面

コミュニケーション技能、合理的・分析的に思考する技能や偏見や差別を見きわめる技能、その他相違を認めて受容できるための諸技能、協力的・建設的に問題解決に取り組む技能、責任を負う技能などが含まれます。こうした諸技能が人権感覚を鋭敏にします。

参考：人権教育を通じて育てたい資質・能力

（[第三次とりまとめ]より）



【人権感覚とは？】

人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとする感覚です。

人権感覚が知的認識とも結びついて、問題状況を変えようとする人権意識又は意欲や態度になり、自分の人権とともに他者の人権を守るような実践行動に連なると考えられます。

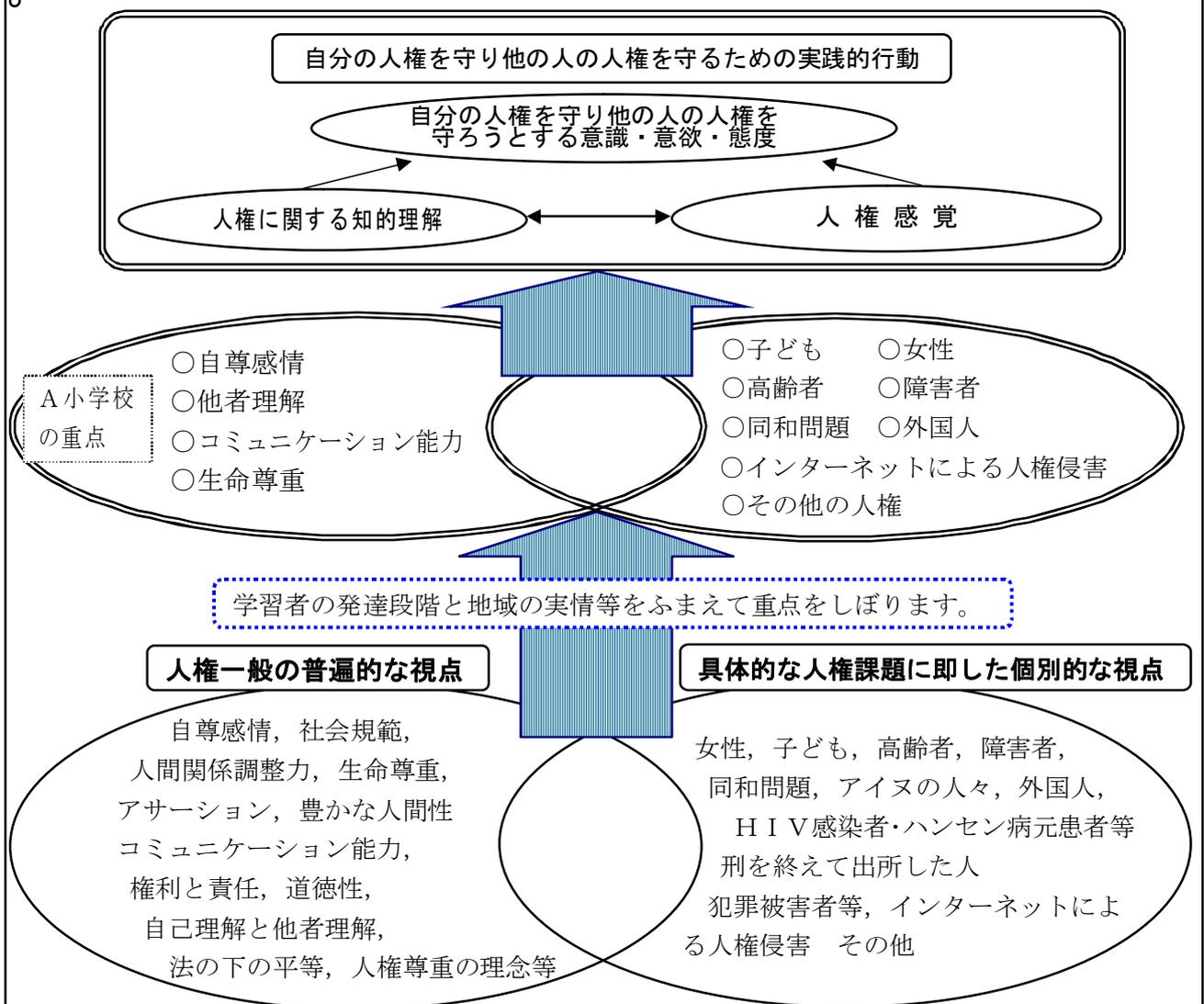
3 「普遍的な視点」と「個別的な視点」の考え方

学習者の発達段階と地域社会の実情をふまえて「人権一般の普遍的な視点」と「具体的な人権課題に即した個別的な視点」の両面から人権教育を進めます。

「人権教育・啓発に関する基本計画」には、人権教育・啓発の手法について、「人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる」と記されています。

例えば、学校教育において、普遍的な視点からのアプローチでは、自尊感情、相手の立場になって考える想像力や共感的に理解する力、コミュニケーション能力、人間関係を調整する力などを育てる取組が考えられます。また、個別的な視点からのアプローチでは、様々な人権課題の中から、児童生徒の発達段階等に配慮しつつ、それぞれの学校の実情に応じて、児童生徒が主体的に追究できる課題、児童生徒の心に響く課題を選び、人権課題を自分の問題としてとらえ、自己の生き方を考える契機となるような指導を行うことが望ましいと考えられます。

参考：普遍的な視点と個別的な視点から重点を決めて人権教育を推進しているA小学校の例



※個別的な人権課題の位置づけについては、[第三次とりまとめ]、「長野県人権政策推進基本方針」とともに、各市町村で策定されている人権教育に関する基本方針等を参考にします。

IV

様々な場での人権教育の推進

1 幼稚園・保育所における取組



(1) 乳幼児期の状況

幼児期は、人間形成の基礎が培われる大切な時期です。他者の存在に気づく時期であり、遊びを中心にして友だちとの関わり合いの中で、社会性の原型といえるものを獲得していきます。また、相手との情緒的な絆によって自分の存在に安心感を持つ傾向が認められます。

しかし、家族規模の縮小、家族形態の多様化、情報化や自然環境の急激な変化等の影響を受け、乳幼児期の発達を支えるのに困難を感じる状況も見られます。地域の中で孤立し、子育てに不安をもつ保護者も増えており、また、経済状況の悪化の中で、不安をかかえながら日々の生活を送っている家庭も見られます。そのような中、過保護、放任といった問題だけでなく、児童虐待という生命に関わる深刻な問題も起きています。

(2) 取り組みたいこと

● 一人一人を尊重した個別指導の充実を図る

幼児期は発達の個人差が著しいため、一人一人の発達状況や特性に応じた課題を明らかにして、その子らしい能力や可能性を引き出す個別指導の充実を図ります。日ごろから一人一人の子どもをあたたかく見守り、共感し、その子らしさを認めていくことは、子どもに安心感をもたせ、自尊感情を高めることにつながります。

● 体験を通して、友達とのかかわりを深め、命の大切さを感じ取らせる

子どもの能力や個性は、様々な遊びや活動を通して培われます。集団生活の中で、共に活動する楽しさを味わったり、人にしていいこと・いけないことを学んだりしながら、友達とかかわり合いを深め、相手を大事にする気持ちや信頼感を身につけます。指導者は、子ども同士がより良い人間関係づくりをしていく過程を大事にし、子ども自身の言葉や行動で人間関係を深められるように支援します。

また、自然や動植物とふれあう体験を通して命の大切さを感じ取らせる機会を大切にします。

(3) 留意したいこと

● 日常生活における基本的事項の習得を図る

子どもの健康、基本的な生活習慣、社会性、言語の発達など、日常生活の基本的事項について、幼児が十分に身につけることができるように配慮します。このことが、将来にわたって思いやりや協調性に富み、きまりや責任を自覚したり、互いの人格を尊重したりする基礎となります。幼稚園や保育所では、子育てにかかわる様々な情報の発信や育児相談など、支援の充実を図ります。

● 家庭や関係機関との連携に努める

子育ての孤立感や育児不安を解消するために、家庭との緊密かつ日常的な連携が必要です。また、地域・関係機関等との積極的な連携と協力を図りながら、子どもの育ちを見守っていく必要があります。特に、小1プロブレムといった幼稚園・保育所と小学校との接続に関わる問題が生じており、一層の連携が重視されています。

また、虐待を発見した場合や虐待が疑われる場合には、速やかに関係機関に通告しなければなりません。日頃から子どもの心身の状態を注意深く見守り、全職員が連携して、虐待防止に努めます。

2 学校における取組



(1) 小・中・高等学校期の状況

小・中学校期から高等学校等に至る時期は、社会生活に必要な基礎的な能力を身につけ、心豊かな人間に成長するうえで重要な時期です。

小学校の低学年では、想像力、言葉による理解力、認識力が次第に育ち、抽象的な思考もできるようになります。高学年では、認識力、分析力、批判力等も身につくようになり、自意識も次第に強くなります。

中学校段階では、自立した主体的な個であるという自意識と、実際に置かれている状況や生徒自らの実態との乖離に悩む時期でもあります。他者との関わり方、生き方についての悩みも深まりますが、自己理解と他者理解が進む大切な時期でもあります。

高等学校段階では、生活空間が飛躍的に広がり、それに伴って情報も生活体験も格段に拡充します。知的にも情緒的にも人間や社会に対する認識が深化する可能性のある時期です。

現在、ケータイ・インターネット等の普及により情報が氾濫する一方で、日常的な人と人との関わりが少なくなったりしている面が見られます。また、体験活動の経験が少ない子どもたちの中には、人や自然・社会とかかわることが苦手であったり、自分の思いをうまく伝えることができなかつたりする子どももいます。自己肯定感が低く、自分に自信がもてない子どもも増えています。

さらに、不登校、引きこもり、経済的格差による「教育的に不利な環境の下にある」子どもたちの増加や、児童虐待、いじめ、暴力など命と人権にかかわる深刻な問題もあります。

(2) 取り組みたいこと

● すべての教育活動を通して推進する

人権教育が、すべての教育活動を通して推進されるように教育目標や教育計画の中に位置づけ、全体計画や年間指導計画を作成して系統的、継続的に人権教育が行われるようにします。

● 主体的に学び、生活にいかす

不合理・不公正なことを見つけ、自らの問題として解決したり、激しい社会の変化に対応し、正しく判断し主体的に行動したりする力を身につけることが大切です。そのためには、身近な学級や家庭・地域社会と結びつけて考えられるような課題を設定し、主体的に解決する意欲につながったり、課題解決の手応えを実感できたりする学習展開を工夫することが大切です。

● 命の大切さを感じ取らせる

自然や動植物とふれあう体験や、道徳の時間、食育の授業等を通して、命の尊厳を感じ、かけがえのないものとして大切にしようとする態度を育てる学習を進めます。

● 自尊感情を高める

自尊感情とは、自分を価値ある存在として尊重する感情です。自尊感情を高めるためには、自分は大切にされている、自分は必要とされているといった、他者からの賞賛や承認、評価が影響してきます。日々の授業を始め、学級活動や交流活動などを通して、人の役に立ち、認められ、感謝されるなどの体験を積み重ねることが大切になります。

また、子どもたちには、時に、自分や他の人の失敗や挫折の経験を大切に受け止めさせます。そして、自分の短所や失敗をも受け入れながら、自分らしくたくましく生きることや、失敗や困難に悩む人を支えることの大切さを学ばせます。

● コミュニケーション能力を育てる

互いの人権を尊重し合う人間関係を築くためのコミュニケーション能力は、まず「聞く」ことが、相手

を受け入れることであり、人間関係づくりの基本となります。その上で、相手の気持ちや立場への配慮を忘れずに、自分の気持ちや考えを適切かつ豊かに表現する姿をめざします。

コミュニケーション能力を豊かにするためには、他の人の立場に立つ想像力や人間関係を調整する能力をあわせて育てることを意識します。

非攻撃的自己主張（アサーション、アサーティブネス）は、コミュニケーション能力の中に含まれる技能の概念ともいえます。命令的な言い方でなく、相手に選択権を残した言い方であり、自分の気持ちや考えを伝えながら、相手の主体的な行動につなげる言い方です。

アサーティブな人との関わりが、集団の中での、いじめが起きやすい攻撃的・受け身的な人間関係を改善し、主体的な人間関係の集団へと変えていく力になります。

● 児童生徒をまるごと理解して、一人一人がつながる集団づくりをめざす

子どもたちの言動に込められている意味や願い、悩みなどに目を向け、子どもたちの背後にある家庭や地域を含めて理解していきます。

同和教育の中で大切にしてきた、課題のある子を中核に据え、互いのもつ願いや悩みを出し合い、友達一人一人の違いに応じてつながっていく取組を、集団づくりに生かします。

そして、友達や教職員と信頼関係を結びながら、自分や他の人の大切さを認めることができ、安心して学び合い高め合える集団をめざします。

（3）留意したいこと

● 「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の精神を生かす

「児童の権利に関する条約」を入口として、「児童会・生徒会が主体的に取り組むいじめをなくす活動」「障害のある友達、外国籍の子どもたちの人権について考え合う学習」「児童虐待防止のための保護者への啓発」などの取組を進めることにより、一人一人が大切にされているという安心感のある学校環境をつくるのが期待できます。

自分のもつ人としての尊厳と価値が尊重されることを学ぶことは、いじめや虐待から自分自身を守るために大切なことです。また、この学習は、他の人の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任を確認し合う機会ともなります。

また、教職員は、日頃から子どもの心身の状態を注意深く見守り、全職員が連携して虐待防止に努めます。

● 教職員の人権感覚を磨く

子どもにとって、教室が安心できる居場所であることは、学習を保障するための基本条件です。こうした学習環境に大きな影響を与えるのが指導者の姿勢です。日常生活の中で、子どもの人権を尊重し、教職員と子どもの信頼関係を築いていくとともに、人権侵害に対しては、それを見抜き、許さないという毅然とした対応が求められます。そのためにも教職員は常に人権についての研修に努め、人権感覚を磨いていく必要があります。

● 幼・保、学校、家庭、地域との緊密な連携を図る

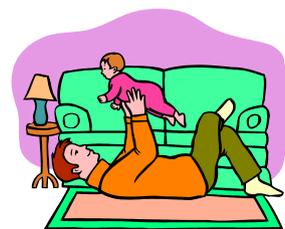
一貫性のある人権教育を進めるために、幼・保、学校の指導者が、指導計画での連携を取り合い、それぞれの発達段階に応じて指導が行われるようにします。

子どもが家庭や地域の身近な人々との関わりを通して学んだり、学習成果の発表を通して地域の人々に人権尊重の趣旨を広めたりするなど、地域との連携を図ります。

また、災害等において、学校が地域の支え合いの中心的な場所となり得ることから、防災訓練等で地域の人たちと一緒に活動する経験が大切です。障害者、高齢者、外国籍住民、孤立しやすい家庭等、日頃は見えにくい地域の状況について学ぶ機会ともなります。



3 家庭における取組



(1) 家庭の状況

家庭は、子どもが生活習慣や社会性を身につけ、人格形成の基礎を培う場であり、家族のふれあいを通じて、命の尊さや一人一人のかけがえのなさを日々実感する場でもあります。

現在、社会情勢の変化の中で、少子化、高齢化や家族形態の多様化が進んでいます。また、家庭の孤立化が進み、その結果、育児不安などが生じ、過保護や放任、虐待などの子育てをめぐる問題も起きています。

(2) 取り組みたいこと

● 互いに尊重し合う家庭づくりをする

男女共同参画社会における男女のあり方、高齢化社会における介護のあり方、子どもの人格を尊重した子育てのあり方などは、家庭に深く関わる人権問題です。誰もが関わる身近な人権問題として、家庭内における親子、夫婦、祖父母などの関係を振り返り、お互いの人権を尊重し合える家庭づくりに努めます。

● 互いの思いを言葉で伝え合う

子どもの話に耳を傾け、行動を見守り、他の子との比較でなくその子の成長した点、努力した点などを認めて、成長を喜ぶ気持ちを伝えていくことが大切です。そして、子どもを叱る場合にも、人格を否定してしまうような言い方でなく、本人の気持ちを聞き、保護者として残念で悲しい、でも期待し信じているという思いを伝えるようにします。

気持ちが通じることで、子どもは愛情を感じ、人の気持ちを大切にできる人に育っていきます。相手の願いや思いを受け止める豊かな感性が、人権を尊重する態度につながります。

(3) 配慮したいこと

● 「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の精神を生かす

「児童の権利に関する条約」では、子どもは虐待や差別から保護される存在であると共に、権利の主体として位置づけられています。家庭での約束事を決めたりする話し合いにおいても、子どもが自分の思いや考えを表明でき、納得して主体的に行動していけるような対応が大切です。子どもたちは、大人の適切な支援・指導を得ながら、主体的に行動する中で、責任や義務を学び、自立していくことができます。

また、子どもは有益な情報は得ることができますが、有害な情報からは守られなければなりません。大人は、子どもにとっての最もよいことは何かを考えます。

● 社会への関心を高める話題を共有する

日頃から社会の問題について話題にするようにします。広い視野でものごとが考えられるように、また、誤った知識や偏見を植えつけてしまわないように、様々な立場について考えを示すなどの配慮をする必要があります。

人権問題について保護者が学んできたこと、子どもが学校で学んできたことを家庭でも話題にし、正しい理解と認識を共有していくことも大切です。そして、家族の人権意識の高まりを、地域へ伝え広げたいけるようにします。

※ 学校や地域のリーダーは、上記のような取組が各家庭でできるよう、啓発・環境づくりに努めます。



4 地域社会における取組



(1) 地域社会の状況

すべての人の人権が守られ、安心して生活できる地域社会を築いていくためには、学校・家庭・地域が一体となった取組が求められます。学校教育における学習に加え社会に出てからも生涯にわたって絶えず学習を続けることが大切になってきます。

加えて、子どもが誤った認識や偏見・差別意識をもつのは家庭や地域の身近な大人の影響が大きいことから、大人自身が研修等において人権感覚を高め、人権問題についての正しい理解と認識を培い、人権尊重の精神を日常生活にいかしていくことが必要です。

市町村や社会教育関係団体等の取組においては、参加者や年代層が固定化してしまっている傾向が見られることから、内容や方法を一層工夫して取り組まなければなりません。

(2) 取り組みたいこと

● 身近な生活の中にある問題に気づく

私たちの毎日の生活を振り返ってみると、不合理な風習や世間体にとらわれていることがあります。それらが、人権侵害につながったり、偏見や差別を温存、助長したりするようなものであったりすれば、変えていかなければなりません。まずは、「そうかな?」「おかしくはないかな?」と、日ごろの生活の中において、立ち止まって考えられるようになることが大切です。

● 地域の中で1人の生活者としての暮らしを築く

県内においては、人権問題学習会、研修会が数多く行われており熱心な取組が見られます。一方、学習・研修会場から外へ出ると、これらの知識を「頭の中」にとどめてしまう傾向もあります。「意識」ではなく、人権に関する単なる「知識」になってしまうのです。目の前で人権侵害が行われていたり、社会的に弱い立場の人が苦しんでいたとしても、きづかずに通り過ぎてしまいかねないということです。人々の知識がいくら広がっても、それが意識として芽を出さなければ、人権が尊重される社会の実現にはほど遠いのではないのでしょうか。

私たちは、自分の住む地域が、例えば、高齢者の単身・夫婦のみの世帯や外国人、障害のある人などどうつながり、その人らしい生活を継続できるように支援する地域発信型ネットワークづくり（地域包括支援センター等）にどう努めているのか、日頃から関心を持つ必要があります。

そのためには、日常生活の中で、人権や差別の問題を自分自身の問題として意識することができる学びの工夫が必要であると考えます。「差別をしない」「一人一人を大切な存在として認める」ということが、知識にとどまらず、意識として身につくこと、そして行動につながるように努めます。

● 人権教育リーダーの育成と資質の向上を図る

地域ぐるみの人権教育を進めるためには、これまでの地域における推進の組織や体制を基盤にしなが、くらしと地域に根ざした主体的な取組を一層進める必要があります。関係機関・団体等の連携強化による総合的な推進体制の整備とともに、多様な人権課題に関する学習活動を推進するリーダーの育成と、資質の向上を図ります。そのために社会・学校・園・教育関係者及び地域、企業、諸団体の関係者を対象に計画的、継続的な研修の機会と内容を充実させます。

(3) 配慮したいこと

● 学習の進め方に関わって

① 主体的な学びを大切にする

人権をくらしのあらゆる場面で具体的とらえることを通して、学習者が自分の生活と結びつけながら主体的に学んでいくことが大切です。そのためには、学習者が選択、判断、自己決定できる場を取り入れた

り、参加体験型学習を取り入れたりするなど進め方を工夫します。

②参加体験型と講話型など、学習形態のメリットを生かす

学習・研修会の参加者の中には、「コミュニケーションスキル」とか「アサーション」に関する理論や技能を学びたいという人や、人権についての歴史や同和問題を解決するための取組が今の自分たちのくらしや社会の発展とどうつながっているのか知りたいという人など、様々な考えの人がいます。参加者が学習会に求めているものは何かを事前につかみ、研修内容を考えることが大切です。

その一方で、現在行っている研修会等の学習形態を、「講話型」「参加体験型」それぞれの良さを生かして、改善していくことも大切です。例えば、「講話」の中に「参加体験型」の場面を取り入れたり、逆に「参加体験型」の中に人権の理論の講話を取り入れたり、参加者の興味・関心を把握しながら、講師やファシリテーターと連絡を密にして研修会を進めていくことが必要です。

■ 人権教育を効果的に進め、広げるために

①地域住民が集まる機会を利用して学習会を開催する

県内には、集客に費やす労力を軽減し研修会の内容を充実させるために、学校関係やPTA、地域住民が集まる機会をとらえて学習会を開催されている地域があります。また、既存のシニア大学の教養講座、女性学級、国際理解・国際交流等の連続講座の中に組み込んで実施している例もあります。

この他、首長部局関係課との連携や、幼稚園、保育所、そして学校との連携を、継続的に行っている市町村や地域があります。人権教育の授業参観をし、子どもの姿を通して学んだことについて、大人が自分達の意識や取組を見返し、地域の学習会にいかしていくなど、学社連携が成果を上げています。

②多様な年代が参加した学習会に

人権学習は、人権を知識として学ぶだけではなく、日常生活の中での価値判断に反映され、態度や行動に現れるようになることを目指しています。そのためには特定の世代だけが固まって学習するより、多様な年代が関わりながら意見交換をしたり、共同作業や体験をしたりすることが有効です。社会教育の課題でもある、若い年代層をどう巻き込めるか、積極的に参加してもらえるかを研究し、より魅力ある研修会のあり方を考えることが大切です。

■ 豊かな実践を展開するために

①情報の効果的な提供をする

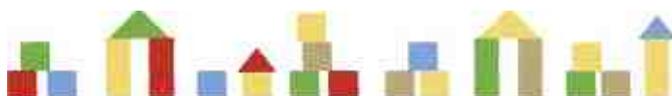
人権についての学習を継続的、発展的に進めるため教材や資料、指導者や講師についての情報提供は重要です。

県教育委員会教学指導課心の支援室のホームページには、人権教育に関する教材一覧や人材バンク「長野県地域人権ネット」の情報が掲載されています。また、企業、学校、PTA、各種団体・機関向けに啓発・広報誌「人権つうしん」を年2回発行しています。市町村においても、市町村広報、公民館報への人権教育・啓発に関する内容が掲載されたり、教材等が作られたりしています。

②連携やネットワーク化による地域づくりを進める

生涯学習を進め、地域に人権文化を構築していくために、地域の人たちや身近にある企業、諸機関、NPOとの連携を図っていくことが、これからはますます重要になってきます。

地域の協力を得て行うフィールドワークやNPOの活動には、人権を具体的に学ぶ機会になるものがあります。そうした活動の情報収集にも配慮しながら、適切に連携していくことが大切です。



5 企業・職場における取組

企業・職場は、そこに働く人々と地域社会に対して人権尊重の理念を根づかせていく上で、大きな影響力があり、積極的な取組が期待されています。



企業・職場 人権や環境に配慮した経営

人権が尊重される職場づくり

- 人権侵害を許さない方針の周知徹底
- 人権関連法規等の遵守
 - 「憲法」「児童の権利に関する条約」「労働基準法」「障害者の雇用の促進等に関する法律」「育児・介護休業法」「男女雇用機会均等法」など
- 管理職及び社員・職員の人権啓発・研修
- 公正な採用選考体制
- ワークライフバランスの推進
- セクハラ、外国人差別などの人権侵害相談窓口の設置、相談へ対応
- 人権に配慮した待遇改善
- 健康及び安全な労働環境への配慮

など

社会への貢献（例）

- ISO26000 の実施
 - 製品・食品の安全性
- 廃棄物・リサイクル対策責任
 - 環境配慮, ISO14001 取得など
- 障害者の自立と社会参加支援
- バリアフリー化, ユニバーサルデザインへの配慮
- ボランティア, NPO への協力
- 国際協力
- 国連グローバル・コンパクト*の推進

など

組織の活性化
作業能率向上

勤労意欲

明るく働きやすい職場

企業・職場の社会的信用と信頼

顧客の支持

需要拡大



働く人々

地域社会

サービスを受け
る人々

* 国連グローバル・コンパクト: 国連諸機関と企業との間のパートナーシップによって、人権、労働 環境の3分野に関わる地球的な課題の解決に取り組もうとするものです。1999年1月、世界経済フォーラムの場でコフィ・アナン国連事務総長が提唱しました。2004年6月に腐敗防止に関するものが追加されて4分野となりました。